

専第6号

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年（2023年）3月31日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市国民健康保険税条例（昭和37年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第12条の2第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改める。

第12条の3中「第12条の4」を「次条第1項」に改める。

第12条の4第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第12条の2第1項」を「第12条の2」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び第14項中「第12条の2第1項の」を「第12条の2の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の新潟県柏崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市国民健康保険税条例（昭和37年3月27日条例第8号）

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第12条の2 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第12条の2 次の各号の一に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る</p>

改正後	改正前
<p>係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ （略） 2 （略）</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第12条の3 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>次条第1項</u>において同じ。）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第12条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。））」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（第12条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第12条の4 （略） 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</u></p> <p>附 則 1・2 （略） （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限</p>	<p>納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～オ （略） 2 （略）</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第12条の3 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>第12条の4</u>において同じ。）である場合における第4条及び前条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第12条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。））」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（第12条の3に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第12条の4 （略） 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</u></p> <p>附 則 1・2 （略） （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限</p>

改正後	改正前
<p>る。)の控除を受けた場合における第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第12条の2の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第12条の2第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第12条の2の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第12条の2第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>る。)の控除を受けた場合における第12条の2第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第12条の2第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第12条の2第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第12条の2第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第12条の2第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第12条の2の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条の2第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>11・12 (略)</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第12条の2の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条の2第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者</p>	<p>額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第12条の2第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条の2第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>11・12 (略)</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第12条の2第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条の2第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者</p>

改正後	改正前
<p>が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第12条の2の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第12条の2第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>15 (略)</p>	<p>が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の3、第6条の6及び第12条の2第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第12条の2第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>15 (略)</p>

国民健康保険税条例の一部改正について

1 国民健康保険税賦課限度額の引き上げについて

保険税の後期高齢者支援金等分の賦課限度額が20万円から22万円に、2万円引き上げました。これは、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税条例を改正したものです。

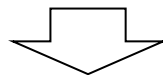
	改正前	改正後	備考
基礎課税額（医療分）	65万円	65万円	変更なし
後期高齢者支援金等分	20万円	22万円	2万円引き上げ
介護納付金分	17万円	17万円	変更なし
計	102万円	104万円	2万円引き上げ

2 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げについて

保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額が28.5万円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額が52万円から53.5万円に引き上げました。これは、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税を改正したものです。

【現行】

区 分	世帯の合計所得（世帯主と国保加入者と旧国保被保険者）
7割軽減	$43万円 + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$
5割軽減	$43万円 + (28.5万円 \times \text{国保加入者と旧国保被保険者の合計数}) + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$
2割軽減	$43万円 + (52万円 \times \text{国保加入者と旧国保被保険者の合計数}) + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$



【改正】

区 分	世帯の合計所得（世帯主と国保加入者と旧国保被保険者*）
7割軽減	$43万円 + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数}^* - 1))$
5割軽減	$43万円 + (29万円 \times \text{国保加入者と旧国保被保険者の合計数}) + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$
2割軽減	$43万円 + (53.5万円 \times \text{国保加入者と旧国保被保険者の合計数}) + (10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1))$

*旧国保被保険者とは、国保に加入していて平成20（2008）年4月以降、後期高齢者医療制度へ移行した人をいいます。

*給与所得者等の数とは、給与所得を有する方（給与収入55万円超の方）又は公的年金等の所得を有する方（公的年金等の支給が125万円超の方（65歳未満の方は60万円超の方）で、給与所得を有する方は除く。）の合計数です。

令和5(2023)年度国民健康保険事業特別会計(事業勘定)

補正予算(第1号)説明資料

【歳出】

1款 総務費

総務費3,654千円の増額は、健康診査時に被保険者が支払う自己負担金が、消費税法上の課税売上に該当することが判明したため、令和3(2021)年度から過去5年度分を遡り、申告納税を行うため増額措置するものです。

6款 諸支出金

延滞金904千円の増額は、歳出1款総務費で説明した申告納税に対する延滞金を支払うため増額措置するものです。

【歳入】

7款 繰越金

4,558千円の増額は、歳出1款総務費及び歳出6款諸支出金で説明した申告納税を行うために必要な経費を繰越金から支出するため増額措置するものです。

令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

補正予算（第1号）

歳入		(単位: 千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1 款 国民健康保険税				
一般被保険者分	1,175,472		1,175,472	
・ 医療給付費分	757,265		757,265	
・ 後期高齢者支援金分	323,337		323,337	
・ 介護納付金分	94,870		94,870	
退職被保険者等分	750		750	
・ 医療給付費分	450		450	
・ 後期高齢者支援金分	150		150	
・ 介護納付金分	150		150	
(計)	1,176,222		1,176,222	
2 款 使用料及び手数料	1		1	
3 款 国庫支出金				
災害臨時特例補助金	1		1	
(計)	1		1	
4 款 県支出金				
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,308,262		6,308,262	
保険給付費等交付金(特別交付金)	207,259		207,259	
・ 保険者努力支援分	41,587		41,587	
・ 特別調整交付金分	110,917		110,917	
・ 県繰入金	23,629		23,629	
・ 特定健康診査等負担金	31,126		31,126	
財政安定化基金交付金	1		1	
(計)	6,515,522		6,515,522	
5 款 財産収入	2,456		2,456	
6 款 繰入金				
一般会計(1~7の計)	848,804		848,804	
1保険基盤安定	373,930		373,930	
2職員給与費等	147,599		147,599	
3出産育児一時金等	8,458		8,458	
4財政安定化支援	129,990		129,990	
5その他	187,701	0	187,701	
(1)事業勘定分	0		0	
(2)直診勘定分	187,701		187,701	
6社会保障・税番号制度システム整備費繰入金	0		0	
7未就学児均等割保険税繰入金	1,126		1,126	
基金繰入金	0		0	
(計)	848,804	0	848,804	
7 款 繰越金	1	4,558	4,559	
8 款 諸収入				
延滞金加算金等	23,053		23,053	
雑入	27,965		27,965	
(計)	51,018	0	51,018	
合計	8,594,025	4,558	8,598,583	

歳出		(単位: 千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1 款 総務費	148,437	3,654	152,091	
2 款 保険給付費				
一般被保険者分				
・ 療養給付費	5,416,757		5,416,757	
・ 療養費	23,012		23,012	
・ 高額療養費	856,022		856,022	
・ 高額介護合算療養費	379		379	
・ 移送費	10		10	
(小計)	6,296,180		6,296,180	
・ 出産育児一時金	12,500		12,500	
・ 出産育児一時金支払手数料	6		6	
・ 葬祭費	8,000		8,000	
・ 傷病手当金	875		875	
(小計)	21,381		21,381	
退職被保険者等分				
・ 療養給付費	90		90	
・ 療養費	40		40	
・ 高額療養費	230		230	
・ 高額介護合算療養費	1		1	
・ 移送費	1		1	
(小計)	362		362	
審査支払手数料	11,720		11,720	
(計)	6,329,643		6,329,643	
3 款 国民健康保険事業費納付金				
・ 医療給付費分	1,154,251		1,154,251	
・ 後期高齢者支援金等分	463,681		463,681	
・ 介護納付金分	119,051		119,051	
(計)	1,736,983		1,736,983	
4 款 保健事業費	122,167		122,167	
5 款 基金積立金	22,456		22,456	
6 款 諸支出金				
償還金及び還付加算金	9,301		9,301	
直診勘定繰出金	215,038		215,038	
延滞金	0	904	904	
(計)	224,339	904	225,243	
7 款 予備費	10,000		10,000	
合計	8,594,025	4,558	8,598,583	

(単位: 千円)

国民健康保険財政調整基金	
基金残額(R4. 7. 31現在)	1,294,830
基金繰入金 (歳入6款)	0
基金積立金	904
基金残額	1,295,734

令和5(2023)年度国民健康保険事業特別会計(事業勘定)

補正予算(第2号)説明資料

【歳出】

1款 総務費

総務費990千円の増額は、地方税法の一部改正による産前産後期間における国民健康保険税の免除を行うため、そのシステム改修委託料を増額措置するものです。

【歳入】

7款 繰越金

繰越金990千円の増額は、歳出1款総務費で説明したシステム改修委託料を繰越金から支出するため増額措置するものです。

令和5（2023）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

補正予算（第2号）

歳入		(単位: 千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1 款 国民健康保険税				
一般被保険者分	1,175,472		1,175,472	
・ 医療給付費分	757,265		757,265	
・ 後期高齢者支援金分	323,337		323,337	
・ 介護納付金分	94,870		94,870	
退職被保険者等分	750		750	
・ 医療給付費分	450		450	
・ 後期高齢者支援金分	150		150	
・ 介護納付金分	150		150	
(計)	1,176,222		1,176,222	
2 款 使用料及び手数料	1		1	
3 款 国庫支出金				
災害臨時特例補助金	1		1	
(計)	1		1	
4 款 県支出金				
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,308,262		6,308,262	
保険給付費等交付金(特別交付金)	207,259		207,259	
・ 保険者努力支援分	41,587		41,587	
・ 特別調整交付金分	110,917		110,917	
・ 県繰入金	23,629		23,629	
・ 特定健康診査等負担金	31,126		31,126	
財政安定化基金交付金	1		1	
(計)	6,515,522		6,515,522	
5 款 財産収入	2,456		2,456	
6 款 繰入金				
一般会計(1～7の計)	848,804		848,804	
1保険基盤安定	373,930		373,930	
2職員給与費等	147,599		147,599	
3出産育児一時金等	8,458		8,458	
4財政安定化支援	129,990		129,990	
5その他	187,701	0	187,701	
(1)事業勘定分	0		0	
(2)直診勘定分	187,701		187,701	
6社会保障・税番号制度システム整備費繰入金	0		0	
7未就学児均等割保険税繰入金	1,126		1,126	
基金繰入金	0		0	
(計)	848,804	0	848,804	
7 款 繰越金	4,559	990	5,549	
8 款 諸収入				
延滞金加算金等	23,053		23,053	
雑入	27,965		27,965	
(計)	51,018	0	51,018	
合計	8,598,583	990	8,599,573	

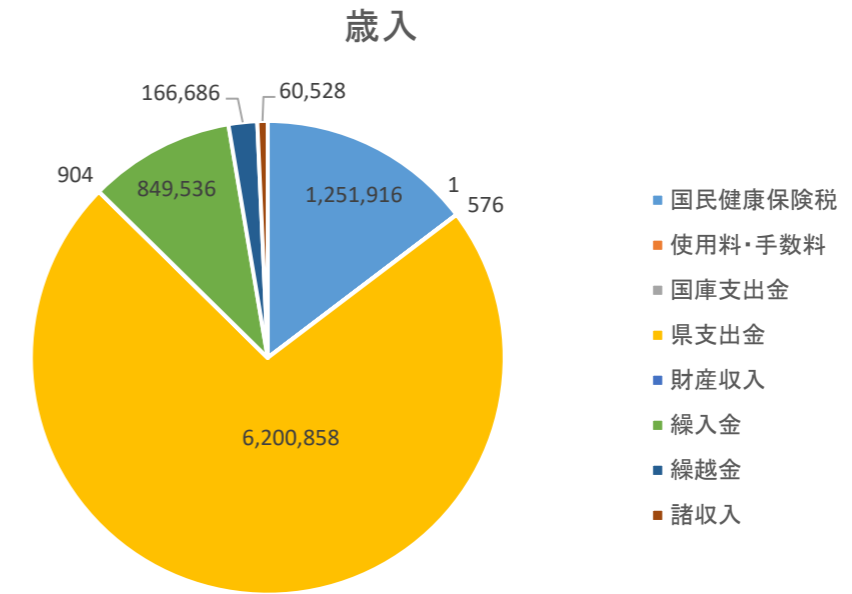
歳出		(単位: 千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1 款 総務費	152,091	990	153,081	
2 款 保険給付費				
一般被保険者分				
・ 療養給付費	5,416,757		5,416,757	
・ 療養費	23,012		23,012	
・ 高額療養費	856,022		856,022	
・ 高額介護合算療養費	379		379	
・ 移送費	10		10	
(小計)	6,296,180		6,296,180	
・ 出産育児一時金	12,500		12,500	
・ 出産育児一時金支払手数料	6		6	
・ 葬祭費	8,000		8,000	
・ 傷病手当金	875		875	
(小計)	21,381		21,381	
退職被保険者等分				
・ 療養給付費	90		90	
・ 療養費	40		40	
・ 高額療養費	230		230	
・ 高額介護合算療養費	1		1	
・ 移送費	1		1	
(小計)	362		362	
審査支払手数料	11,720		11,720	
(計)	6,329,643		6,329,643	
3 款 国民健康保険事業費納付金				
・ 医療給付費分	1,154,251		1,154,251	
・ 後期高齢者支援金等分	463,681		463,681	
・ 介護納付金分	119,051		119,051	
(計)	1,736,983		1,736,983	
4 款 保健事業費	122,167		122,167	
5 款 基金積立金	22,456		22,456	
6 款 諸支出金				
償還金及び還付加算金	9,301		9,301	
直診勘定繰出金	215,038		215,038	
延滞金	904		904	
(計)	225,243		225,243	
7 款 予備費	10,000		10,000	
合計	8,598,583	990	8,599,573	

(単位: 千円)

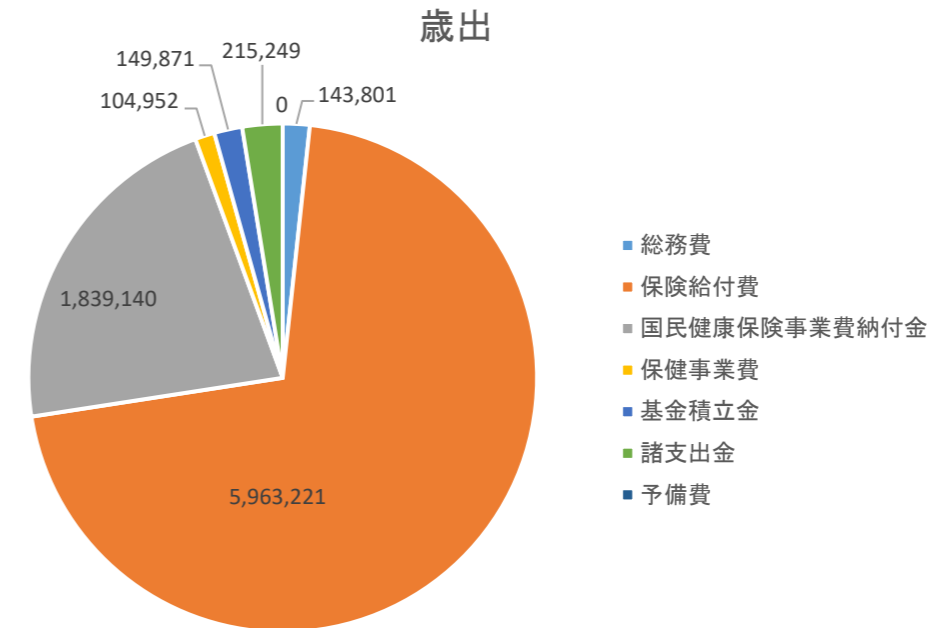
国民健康保険財政調整基金	
基金残額(R5. 3. 31現在)	1,295,734
基金繰入金 (歳入6款)	0
基金積立金	148,967
基金残額	1,444,701

令和4（2022）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算

歳入		(千円)			
科目	予算現額	令和4年度決算額	予算比較	令和3年度決算額	前年決算額比較
1款 国民健康保険税	1,190,210	1,251,916	61,706	1,316,301	△ 64,385
2款 使用料・手数料	1	1	0	1	0
3款 国庫支出金	1	576	575	1,598	△ 1,022
4款 県支出金	6,548,623	6,200,858	△ 347,765	6,479,055	△ 278,197
5款 財産収入	2,067	904	△ 1,163	766	138
6款 繰入金	896,582	849,536	△ 47,046	826,255	23,281
7款 繰越金	166,685	166,686	1	42,741	123,945
8款 諸収入	53,305	60,528	7,223	52,543	7,985
合計	8,857,474	8,531,005	△ 326,469	8,719,260	△ 188,255



歳出		(千円)			
科目	予算現額	令和4年度決算額	予算比較	令和3年度決算額	前年決算額比較
1款 総務費	156,419	143,801	△ 12,618	128,788	15,013
2款 保険給付費	6,326,283	5,963,221	△ 363,062	6,235,388	△ 272,167
3款 国民健康保険事業費納付金	1,840,341	1,839,140	△ 1,201	1,858,299	△ 19,159
4款 保健事業費	126,819	104,952	△ 21,867	104,194	758
5款 基金積立金	151,034	149,871	△ 1,163	767	149,104
6款 諸支出金	246,578	215,249	△ 31,329	225,139	△ 9,890
7款 予備費	10,000	0	△ 10,000	0	0
合計	8,857,474	8,416,234	△ 441,240	8,552,575	△ 136,341



令和4年度(2022年度)国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算

歳入							歳入
科目	予算現額(円)	決算額(円)	差引増減額(円)	構成比%	予算対比%	前年度比%	3年度決算額
1款 国民健康保険税							
一般被保険者分	1,188,710,000	1,251,001,162	62,291,162	14.7%	105.2%	95.1%	1,315,595,693
医療給付費分	764,545,000	806,562,236	42,017,236	9.5%	105.5%	95.2%	847,669,310
後期高齢者支援金分	325,510,000	344,034,987	18,524,987	4.0%	105.7%	95.5%	360,176,037
介護納付金分	98,655,000	100,403,939	1,748,939	1.2%	101.8%	93.2%	107,750,346
退職被保険者等分	1,500,000	915,070	△ 584,930	0.0%	61.0%	129.8%	705,003
医療給付費分	900,000	539,396	△ 360,604	0.0%	59.9%	131.8%	409,347
後期高齢者支援金分	300,000	183,937	△ 116,063	0.0%	61.3%	127.4%	144,368
介護納付金分	300,000	191,737	△ 108,263	0.0%	63.9%	126.7%	151,288
(計)	1,190,210,000	1,251,916,232	61,706,232	14.7%	105.2%	95.1%	1,316,300,696
2款 使用料・手数料	1,000	300	△ 700	0.0%	30.0%	100.0%	300
3款 国庫支出金							
災害臨時特例補助金	1,000	576,000	575,000	0.0%	57600.0%	36.0%	1,598,000
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	0	0	0.0%			0
(計)	1,000	576,000	575,000	0.0%	57600.0%	36.0%	1,598,000
4款 県支出金							
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,308,262,000	5,962,653,938	△ 345,608,062	69.9%	94.5%	95.8%	6,221,962,509
保険給付費等交付金(特別交付金)	240,360,000	238,204,594	△ 2,155,406	2.8%	99.1%	93.0%	256,251,099
・保険者努力支援分	40,857,000	37,964,000	△ 2,893,000	0.4%	92.9%	92.6%	41,009,000
・特別調整交付金分	140,376,000	143,516,000	3,140,000	1.7%	102.2%	90.9%	157,844,000
・県繰入金	26,892,000	26,320,594	△ 571,406	0.3%	97.9%	99.6%	26,438,099
・特定健康診査等負担金	32,235,000	30,404,000	△ 1,831,000	0.4%	94.3%	98.2%	30,960,000
医療従事者慰労交付金	0	0	0	0.0%			0
新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援	0	0	0	0.0%			0
個別接種促進支援事業協力金	0	0	0	0.0%		0.0%	842,000
財政安定化基金交付金	1,000	0	△ 1,000	0.0%	0.0%		0
(計)	6,548,623,000	6,200,858,532	△ 347,764,468	72.7%	94.7%	95.7%	6,479,055,608
5款 財産収入	2,067,000	903,897	△ 1,163,103	0.0%	43.7%	117.9%	766,600
6款 繰入金							
一般会計(1~7の計)	896,582,000	849,536,374	△ 47,045,626	10.0%	94.8%	102.8%	826,254,803
1保険基盤安定	421,874,000	421,872,495	△ 1,505	4.9%	100.0%	101.2%	416,685,519
2職員給与費等	155,744,000	139,151,345	△ 16,592,655	1.6%	89.3%	111.2%	125,084,284
3出産育児金等	7,000,000	4,480,000	△ 2,520,000	0.1%	64.0%	55.4%	8,088,000
4財政安定化支援	128,826,000	129,990,000	1,164,000	1.5%	100.9%	100.9%	128,826,000
5その他							
(1)事業勘定分	0	0	0	-	-	-	0
(2)直診勘定分	181,782,000	152,686,000	△ 29,096,000	1.8%	84.0%	103.5%	147,571,000
6社会保障・税番号制度システム整備費	0	0	0	0.0%			0
7未就学児均等割保険税繰入金	1,356,000	1,356,534	534	0.0%	100.0%	-	0
基金繰入金	0	0	0	0.0%			0
(繰入金・計)	896,582,000	849,536,374	△ 47,045,626	10.0%	94.8%	102.8%	826,254,803
7款 繰越金	166,685,000	166,685,663	663	2.0%	100.0%	390.0%	42,741,036
8款 諸収入							
延滞金加算金等	20,053,000	33,073,363	13,020,363	0.4%	164.9%	129.2%	25,597,155
雑入	33,252,000	27,454,388	△ 5,797,612	0.3%	82.6%	101.9%	26,946,211
(計)	53,305,000	60,527,751	7,222,751	0.7%	113.5%	115.2%	52,543,366
合計	8,857,474,000	8,531,004,749	△ 326,469,251	100.0%	96.3%	97.8%	8,719,260,409

歳出							歳出
科目	予算現額(円)	決算額(円)	差引増減額(円)	構成比%	予算対比%	前年度比%	3年度決算額
1款 総務費	156,419,000	143,800,433	△ 12,618,567	1.7%	91.9%	111.7%	128,788,331
2款 保険給付費							
一般被保険者分							
療養給付費	5,416,757,000	5,082,310,282	△ 334,446,718	60.4%	93.8%	95.6%	5,315,969,239
療養費	23,132,008	23,132,008	0	0.3%	100.0%	95.3%	24,283,342
高額療養費	856,022,000	831,553,435	△ 24,468,565	9.9%	97.1%	96.4%	862,241,068
高額介護合算	386,957	386,957	0	0.0%	100.0%	75.6%	511,877
移送費	10,000	0	△ 10,000	0.0%	0.0%	-	0
(小計)	6,296,307,965	5,937,382,682	△ 358,925,283	70.5%	94.3%	95.7%	6,203,005,526
出産育児一時金	10,223,414	6,723,360	△ 3,500,054	0.1%	65.8%	55.4%	12,137,670
葬祭費	7,550,000	7,550,000	0	0.1%	100.0%	89.9%	8,400,000
傷病手当金	119,621	119,621	0	0.0%	100.0%		0
(計)	6,314,201,000	5,951,775,663	△ 362,425,337	70.7%	94.3%	95.6%	6,223,543,196
退職被保険者等分							
療養給付費	90,000	0	△ 90,000	0.0%	0.0%		0
療養費	40,000	0	△ 40,000	0.0%	0.0%		0
高額療養費	230,000	0	△ 230,000	0.0%	0.0%		0
高額介護合算	1,000	0	△ 1,000	0.0%	0.0%	-	0
移送費	1,000	0	△ 1,000	0.0%	0.0%	-	0
(計)	362,000	0	△ 362,000	0.0%	0.0%		0
審査支払手数料	11,720,000	11,445,724	△ 274,276	0.1%	97.7%	96.6%	11,845,217
(保険給付費・計)	6,326,283,000	5,963,221,387	△ 363,061,613	70.9%	94.3%	95.6%	6,235,388,413
3款 国民健康保険事業費納付金							
・医療給付費分	1,258,652,000	1,257,751,696	△ 900,304	14.9%	99.9%	98.2%	1,280,472,135
・後期高齢者支援金分	450,071,000	449,770,804	△ 300,196	5.3%	99.9%	100.1%	449,265,369
・介護納付金分	131,618,000	131,617,678	△ 322	1.6%	100.0%	102.4%	128,561,631
(計)	1,840,341,000	1,839,140,178	△ 1,200,822	21.9%	99.9%	99.0%	1,858,299,135
4款 保健事業費	126,819,000	104,951,464	△ 21,867,536	1.2%	82.8%	100.7%	104,193,699
5款 基金積立金	151,034,000	149,870,897	△ 1,163,103	1.8%	99.2%	19550.1%	766,600
6款 諸支出金							
償還金及び還付加算金	36,510,000	29,808,390	△ 6,701,610	0.4%	81.6%	62.8%	47,491,568
直診勘定繰出金	210,068,000	185,441,000	△ 24,627,000	2.2%	88.3%	104.4%	177,647,000
(計)	246,578,000	215,249,390	△ 31,328,610	2.6%	87.3%	95.6%	225,138,568
7款 予備費	10,000,000	0	△ 10,000,000	0.0%	0.0%	0.0%	0
合計	8,857,474,000	8,416,233,749	△ 441,240,251	100.0%	95.0%	98.4%	8,552,574,746

令和4年度末繰越金(歳入合計-歳出合計)	114,771,000	令和3年度末繰越金(歳入合計-歳出合計)	166,685,663
----------------------	-------------	----------------------	-------------

令和3年度末給付準備基金残高 (R4.5.31現在)	1,294,829,605
(基金繰入金)	0
(基金積立金)	149,870,897
令和4年度末給付準備基金残高 (R5.5.31現在)	1,444,700,502

世帯数・被保険者数(平均)	世帯数	被保険者数(人)	一般(人)	退職(人)
令和3年度-①	11,273	16,953	16,953	0
令和4年度-②	10,967	16,240	16,240	0
②-①	△ 306	△ 713	△ 713	0

歳入

単位:円

科目	予算現額 (円) A	決算額 (円) B	差引増減額 (円) B-A	構成比 (%)	予算対比 (%)	前年度比 (%)	R3年度決算額 (円)
1款 診療収入							
1項 外来収入	127,810,000	126,910,372	△ 899,628		99.3%	101.0%	125,605,539
2項 その他の診療収入	3,506,000	3,051,475	△ 454,525		87.0%	94.5%	3,229,174
(計)	131,316,000	129,961,847	△ 1,354,153	39.8%	99.0%	100.9%	128,834,713
2款 使用料及び手数料							
1項 使用料	3,000	3,000	0		100.0%	100.0%	3,000
2項 手数料	215,000	145,450	△ 69,550		67.7%	114.0%	127,600
(計)	218,000	148,450	△ 69,550	0.0%	68.1%	113.7%	130,600
3款 寄付金	4,000	0	△ 4,000	0.0%	0.0%	-	0
4款 繰入金	210,068,000	185,441,000	△ 24,627,000	56.8%	88.3%	104.4%	177,647,000
5款 繰越金	4,000	1,448	△ 2,552	0.0%	36.2%	53.8%	2,693
6款 諸収入	8,777,000	10,929,588	2,152,588	3.3%	124.5%	97.8%	11,179,826
歳入合計	350,387,000	326,482,333	△ 23,904,667	100.0%	93.2%	102.7%	317,794,832

歳出

単位:円

科目	予算現額 (円) A	決算額 (円) B	差引増減額 (円) B-A	構成比 (%)	予算対比 (%)	前年度比 (%)	R3年度決算額 (円)
1款 総務費							
1項 施設管理費	274,438,787	264,170,305	△ 10,268,482		96.3%	106.0%	249,283,234
1目 一般管理費	274,344,787	264,076,305	△ 10,268,482		96.3%	106.0%	249,189,234
1細目 職員人件費	121,467,000	117,996,374	△ 3,470,626		97.1%	109.5%	107,797,406
2細目 運営費	152,877,787	146,079,931	△ 6,797,856		95.6%	103.3%	141,391,828
2目 連合会負担金	94,000	94,000	0		100.0%	100.0%	94,000
2項 研究研修費	1,241,000	558,889	△ 682,111		45.0%	112.7%	495,790
1目 研究研修費	1,241,000	558,889	△ 682,111		45.0%	112.7%	495,790
(計)	275,679,787	264,729,194	△ 10,950,593	81.1%	96.0%	106.0%	249,779,024
2款 医業費							
1項 医業費	74,297,000	61,751,113	△ 12,545,887		83.1%	90.8%	68,014,360
1目 医療用器材器具費	10,096,000	6,941,826	△ 3,154,174		68.8%	85.6%	8,108,956
2目 医療用消耗器材費	6,138,000	5,156,081	△ 981,919		84.0%	112.1%	4,600,720
3目 医薬品衛生材料費	58,063,000	49,653,206	△ 8,409,794		85.5%	89.8%	55,304,684
(計)	74,297,000	61,751,113	△ 12,545,887	18.9%	83.1%	90.8%	68,014,360
3款 予備費							
1項 予備費	410,213	0	△ 410,213		0.0%	-	0
1目 予備費	410,213	0	△ 410,213		0.0%	-	0
(計)	410,213	0	△ 410,213	0.0%	0.0%	-	0
歳出合計	350,387,000	326,480,307	△ 23,906,693	100.0%	93.2%	102.7%	317,793,384

翌年度繰越金

2,026

翌年度繰越金

1,448

今後の国民健康保険制度改正について

1 産前産後の保険税免除の創設

国の「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5（2023）年5月19日に公布されました。その概要の一部である「子ども・子育て支援の拡充」において、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置に関する事項が令和6（2024）年1月1日に施行されます。

産前産後期間（原則4か月間）の均等割と所得割を対象に免除することとなり、その免除相当額を国1/2・都道府県1/4・市1/4で負担することとなっております。具体的な手続きや運用などの詳細は今後、省政令で示されることとなっております。12月定例会議において条例改正及び補正予算など然るべき手続きを行いたいと思います。

2 健康保険証の廃止

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、令和6（2024）年秋（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日）に現行の保険証を廃止する規定を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和5（2023）年6月9日に公布されました。

これは、新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化し、デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から改正（保険証廃止）するものです。

保険証廃止に伴い、大きく変わる点は2つあります。

- ・マイナンバーカードを持たず、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方は「資格確認書」を提供します。
- ・保険税滞納世帯に交付されていた、短期被保険者証、資格証明書が廃止となり、滞納世帯には、特別療養費（10割負担）を支給する旨を事前に通知することになります。

令和4年度 特定健康診査・特定保健指導実施状況

【特定健康診査】

地区名	年齢別対象者						受診者／集団健診(人)						受診者／個別健診(人)						受診者計(人)						受診率					
	R3			R4			R3			R4			R3			R4			R3			R4			R3			R4		
	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計
鯨波	43	95	138	43	88	131	12	36	48	10	36	46	7	29	36	9	16	25	19	65	84	19	52	71	44.2%	68.4%	60.9%	44.2%	59.1%	54.2%
大洲	116	243	359	119	243	362	29	57	86	26	78	104	15	82	97	26	79	105	44	139	183	52	157	209	37.9%	57.2%	51.0%	43.7%	64.6%	57.7%
西部	140	268	408	130	245	375	25	47	72	25	49	74	21	103	124	17	87	104	46	150	196	42	136	178	32.9%	56.0%	48.0%	32.3%	55.5%	47.5%
枇杷島	193	363	556	184	357	541	50	110	160	45	101	146	28	128	156	32	129	161	78	238	316	77	230	307	40.4%	65.6%	56.8%	41.8%	64.4%	56.7%
半田	204	470	674	188	462	650	47	107	154	42	114	156	30	188	218	32	169	201	77	295	372	74	283	357	37.7%	62.8%	55.2%	39.4%	61.3%	54.9%
東部	316	537	853	309	535	844	59	119	178	49	115	164	36	201	237	31	176	207	95	320	415	80	291	371	30.1%	59.6%	48.7%	25.9%	54.4%	44.0%
比角	361	715	1,076	355	661	1,016	76	170	246	56	158	214	49	260	309	60	262	322	125	430	555	116	420	536	34.6%	60.1%	51.6%	32.7%	63.5%	52.8%
松波	151	303	454	146	282	428	36	75	111	34	79	113	25	98	123	17	88	105	61	173	234	51	167	218	40.4%	57.1%	51.5%	34.9%	59.2%	50.9%
荒浜	37	119	156	33	103	136	15	59	74	16	58	74	2	22	24	3	19	22	17	81	98	19	77	96	45.9%	68.1%	62.8%	57.6%	74.8%	70.6%
西中通	182	428	610	213	433	646	58	98	156	59	114	173	36	197	233	36	185	221	94	295	389	95	299	394	51.6%	68.9%	63.8%	44.6%	69.1%	61.0%
上米山	10	15	25	10	12	22	2	6	8	1	7	8	0	6	6	0	3	3	2	12	14	1	10	11	20.0%	80.0%	56.0%	10.0%	83.3%	50.0%
北鯖石	74	228	302	74	228	302	21	94	115	22	88	110	10	54	64	7	57	64	31	148	179	29	145	174	41.9%	64.9%	59.3%	39.2%	63.6%	57.6%
高田	129	313	442	127	302	429	38	110	148	41	107	148	18	105	123	21	114	135	56	215	271	62	221	283	43.4%	68.7%	61.3%	48.8%	73.2%	66.0%
田尻	244	579	823	251	529	780	67	153	220	79	166	245	34	217	251	33	195	228	101	370	471	112	361	473	41.4%	63.9%	57.2%	44.6%	68.2%	60.6%
中通	57	145	202	58	134	192	18	45	63	19	57	76	11	35	46	8	32	40	29	80	109	27	89	116	50.9%	55.2%	54.0%	46.6%	66.4%	60.4%
米山	37	84	121	30	80	110	9	20	29	12	24	36	4	32	36	1	22	23	13	52	65	13	46	59	35.1%	61.9%	53.7%	43.3%	57.5%	53.6%
上条	32	80	112	30	71	101	5	17	22	5	16	21	1	28	29	2	23	25	6	45	51	7	39	46	18.8%	56.3%	45.5%	23.3%	54.9%	45.5%
高浜	14	60	74	19	52	71	5	38	43	6	34	40	2	9	11	2	7	9	7	47	54	8	41	49	50.0%	78.3%	73.0%	42.1%	78.8%	69.0%
南鯖石	53	117	170	57	99	156	18	62	80	19	45	64	6	11	17	4	11	15	24	73	97	23	56	79	45.3%	62.4%	57.1%	40.4%	56.6%	50.6%
中鯖石	67	167	234	66	155	221	25	76	101	17	72	89	12	37	49	11	33	44	37	113	150	28	105	133	55.2%	67.7%	64.1%	42.4%	67.7%	60.2%
野田	24	83	107	24	75	99	13	38	51	10	31	41	3	19	22	2	21	23	16	57	73	12	52	64	66.7%	68.7%	68.2%	50.0%	69.3%	64.6%
鵜川	1	1	2	1	2	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	2	0.0%	100.0%	50.0%	0.0%	100.0%	66.7%
別俣	20	43	63	15	38	53	6	25	31	6	22	28	1	7	8	0	5	5	7	32	39	6	27	33	35.0%	74.4%	61.9%	40.0%	71.1%	62.3%
北条	127	305	432	125	278	403	28	126	154	32	126	158	19	67	86	14	48	62	47	193	240	46	174	220	37.0%	63.3%	55.6%	36.8%	62.6%	54.6%
剣野	200	438	638	182	405	587	48	107	155	52	114	166	27	172	199	19	156	175	75	279	354	71	270	341	37.5%	63.7%	55.5%	39.0%	66.7%	58.1%
地区なし	15	15	30	13	18	31	3	0	3	1	2	3	3	8	11	0	7	7	6	8	14	1	9	10	40.0%	53.3%	46.7%	7.7%	50.0%	32.3%
高柳	64	139	203	61	126	187	27	64	91	27	62	89	1	9	10	3	7	10	28	73	101	30	69	99	43.8%	52.5%	49.8%	49.2%	54.8%	52.9%
西山	208	560	768	213	507	720	63	279	342	58	277	335	4	50	54	7	42	49	67	329	396	65	319	384	32.2%	58.8%	51.6%	30.5%	62.9%	53.3%
合計	3,119	6,913	10,032	3,076	6,520	9,596	803	2,139	2,942	769	2,154	2,923	405	2,174	2,579	397	1,993	2,390	1,208	4,313	5,521	1,166	4,147	5,313	38.7%	62.4%	55.0%	37.9%	63.6%	55.4%
																							55.0%			55.4%				

【総合健診】

(令和5年7月末現在)

健診機関	予定者		受診者		動機づけ支援対象者				積極的支援対象者			
	R3	R4	R3	R4	R3		R4		R3		R4	
健康管理センター	785	803	670	699	65	8.1%	64	9.2%	8	1.0%	18	2.6%
柏崎総合医療センター	530	530	496	489	39	7.4%	48	9.8%	4	0.8%	5	1.0%
合計	1,315	1,333	1,166	1,188	104	7.8%	112	9.4%	12	0.9%	23	1.9%

【特定保健指導】

(令和5年7月末現在)

特定健診対象者	特定健診受診者					動機づけ支援対象者						積極的支援対象者					
	人数		受診率			R3			R4			R3			R4		
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	対象者	初回面接	実施率	対象者	初回面接	実施率	対象者	初回面接	実施率	対象者	初回面接
11,347	10,929	6,687	6,501	58.9%	59.5%	586	328	56.0%	569	290	51.0%	155	94	60.6%	149	82	55.0%

※特定健診対象者・受診者＝特定健康診査+総合健診の合計

令和5年度 特定健康診査・特定保健指導実施状況

【特定健康診査】

(R4/令和4年7月15日現在) (R5/令和5年7月19日現在)

地区名	年齢別対象者						受診者/集団健診(人)						受診者/個別健診(人)						受診者計(人)						受診率			
	R4			R5			R4			R5			R4			R5			R4			R5			R4		R5	
	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳	計	40-64歳	65-74歳		
鯨波	43	87	130	41	93	134	6	33	39	7	23	30	3	4	7	2	7	9	9	37	46	9	30	39	20.9%	42.5%	22.0%	32.3%
大洲	121	244	365	113	227	340	18	69	87	16	55	71	10	35	45	2	32	34	28	104	132	18	87	105	23.1%	42.6%	15.9%	38.3%
西部	126	243	369	125	243	368	0	0	0	4	20	24	6	29	35	6	21	27	6	29	35	10	41	51	4.8%	11.9%	8.0%	16.9%
枇杷島	185	360	545	170	356	526	0	2	2	0	3	3	11	37	48	11	28	39	11	39	50	11	31	42	5.9%	10.8%	6.5%	8.7%
半田	187	459	646	193	439	632	30	90	120	29	90	119	10	63	73	10	64	74	40	153	193	39	154	193	21.4%	33.3%	20.2%	35.1%
東部	310	535	845	303	483	786	3	2	5	4	12	16	3	50	53	3	38	41	6	52	58	7	50	57	1.9%	9.7%	2.3%	10.4%
比角	359	664	1023	352	629	981	1	1	2	6	10	16	14	63	77	9	59	68	15	64	79	15	69	84	4.2%	9.6%	4.3%	11.0%
松波	145	283	428	133	271	404	23	65	88	14	64	78	5	39	44	5	33	38	28	104	132	19	97	116	19.3%	36.7%	14.3%	35.8%
荒浜	33	103	136	38	91	129	15	55	70	13	45	58	0	9	9	1	12	13	15	64	79	14	57	71	45.5%	62.1%	36.8%	62.6%
西中通	210	432	642	200	406	606	0	2	2	2	10	12	16	49	65	15	44	59	16	51	67	17	54	71	7.6%	11.8%	8.5%	13.3%
上米山	10	12	22	12	10	22	0	5	5	0	2	2	0	1	1	0	1	1	0	6	6	0	3	3	0.0%	50.0%	0.0%	30.0%
北鯖石	74	228	302	77	203	280	0	0	0	0	1	1	2	17	19	2	21	23	2	17	19	2	22	24	2.7%	7.5%	2.6%	10.8%
高田	127	301	428	122	279	401	26	96	122	23	105	128	11	52	63	6	37	43	37	148	185	29	142	171	29.1%	49.2%	23.8%	50.9%
田尻	252	530	782	250	543	793	55	140	195	57	153	210	9	66	75	7	64	71	64	206	270	64	217	281	25.4%	38.9%	25.6%	40.0%
中通	58	133	191	60	122	182	10	46	56	12	43	55	2	16	18	3	15	18	12	62	74	15	58	73	20.7%	46.6%	25.0%	47.5%
米山	30	80	110	27	75	102	6	11	17	7	17	24	0	3	3	1	6	7	6	14	20	8	23	31	20.0%	17.5%	29.6%	30.7%
上条	30	70	100	31	70	101	1	13	14	2	13	15	1	10	11	0	6	6	2	23	25	2	19	21	6.7%	32.9%	6.5%	27.1%
高浜	19	52	71	14	44	58	1	0	1	1	0	1	1	1	2	0	2	2	2	1	3	1	2	3	10.5%	1.9%	7.1%	4.5%
南鯖石	58	101	159	59	92	151	16	46	62	18	43	61	1	4	5	1	4	5	17	50	67	19	47	66	29.3%	49.5%	32.2%	51.1%
中鯖石	66	155	221	58	152	210	0	1	1	1	0	1	2	7	9	4	6	10	2	8	10	5	6	11	3.0%	5.2%	8.6%	3.9%
野田	24	76	100	19	67	86	8	30	38	7	34	41	0	13	13	0	4	4	8	43	51	7	38	45	33.3%	56.6%	36.8%	56.7%
鵜川	1	2	3	2	3	5	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0.0%	100.0%	0.0%	33.3%
別侯	15	38	53	16	36	52	4	20	24	4	17	21	0	0	0	0	0	0	4	20	24	4	17	21	26.7%	52.6%	25.0%	47.2%
北条	125	278	403	115	278	393	0	0	0	0	0	0	4	16	20	2	18	20	4	16	20	2	18	20	3.2%	5.8%	1.7%	6.5%
剣野	183	407	590	164	418	582	36	90	126	29	106	135	8	59	67	8	53	61	44	149	193	37	159	196	24.0%	36.6%	22.6%	38.0%
地区なし	11	14	25	13	11	24	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0.0%	14.3%	0.0%	18.2%
高柳	61	126	187	61	117	178	26	59	85	19	54	73	1	4	5	1	4	5	27	63	90	20	58	78	44.3%	50.0%	32.8%	49.6%
西山	213	507	720	223	473	696	45	261	306	46	236	282	4	16	20	4	11	15	49	277	326	50	247	297	23.0%	54.6%	22.4%	52.2%
合計	3,076	6,520	9,596	2,991	6,231	9,222	330	1,139	1,469	321	1,157	1,478	124	665	789	103	592	695	454	1,804	2,258	424	1,749	2,173	14.8%	27.7%	14.2%	28.1%

※R4年度の受診者数は、集団健診は7月13日までの受診者数、個別受診については7月15日までの受診者数

※R5年度の受診者数は、集団健診は7月14日までの受診者数、個別受診については7月15日までの受診者数

【総合健診】

(R4/令和4年7月15日現在) (R5/令和5年7月19日現在)

健診機関	予定者		受診者		動機づけ支援対象者				積極的支援対象者			
	R4	R5	R4	R5	R4		R5		R4		R5	
健康管理センター	803	677	165	139	5	3.0%	7	5.0%	1	0.6%	2	1.4%
柏崎総合医療センター	530	530	98	118	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	1,333	1,207	263	257	5	1.9%	7	2.7%	1	0.4%	2	0.8%

【特定保健指導】

(R4/令和4年7月15日現在) (R5/令和5年7月19日現在)

特定健診対象者		特定健診受診者				動機付け支援				積極的支援			
人数		人数		受診率		人数		割合		人数		割合	
R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
10,929	10,429	2,521	2,430	23.1%	23.3%	126	89	5.0%	3.7%	33	19	1.3%	0.8%

※特定健診対象者・受診者＝特定健康診査+総合健診の合計